

# 使用済自動車等のフロン類回収業者登録（登録の更新）申請の手引き

## はじめに

この申請書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係るフロン類回収業者の登録（登録の更新）申請書です。

## 1 申請受付場所

事業所を管轄区域とする担当部局とし、複数の事業所があり事業所を管轄する担当部局が複数あるときは、事業所を管轄するいずれかの担当部局で申請を行ってください。

担当部局名	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6－1	086- 233-9805	玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086- 434-7007	笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868- 23-1243	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

## 2 申請方法等

### (1) 申請方法

申請書の提出にあたっては、御来庁ください。

なお、郵送による提出はできません。

### (2) 申請受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

### (3) 提出部数

申請書は、事業所を管轄する県民局の数（正本1部＋副本必要部数）提出していましたが、各申請者においても副本を保管しておくようお願いします。

### (4) 手数料

新規登録 5,010円

更新登録 5,010円

## 《納入方法》

申請手数料は、申請書の提出日に、県民局等に設置する収納専用窓口（POSレジ）にて、納入してください。

まず、申請窓口担当者が申請書類の確認を行った後に配付する「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」をPOSレジに持参して、申請手数料を納付してください。次に、納付後に発行される「納付済証」を申請書に添付して、申請窓口担当者に申請書類を提出してください。

なお、この「岡山県手数料等（P O S）納付連絡票」は、申請書類の提出時、申請窓口担当者が回収します。

≪ P O S レジでの利用可能手段 ≫

現金、クレジットカード、PayPay、楽天Pay、d払い、auPay、メルペイ、ゆうちょPay

≪ 主な設置場所 ≫

備前県民局本館 3 階岡山地区獣友会、備中県民局本館 1 階倉敷地区獣友会、美作県民局第 1 庁舎本館 2 階地域政策部総務課

(5) その他

登録の更新の場合、期限の 3 ヶ月前から申請を受け付けます。

### 3 申請書類のチェック

申請書類に不備のないよう、提出前に別添チェックリストを活用して十分ご確認ください。

<チェックリスト>

申請書		
フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書 ダウンロード書類 1～2 ページ <input type="checkbox"/>		
添付書類（1）		
誓約書	ダウンロード書類	3 ページ <input type="checkbox"/>
添付書類の省略に関する申立書	ダウンロード書類	4 ページ <input type="checkbox"/>
添付書類（2）		
フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写し		<input type="checkbox"/>
※登録の更新申請の場合、省略することができます。		
フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写し		<input type="checkbox"/>
※登録の更新申請の場合、省略することができます。		
添付書類（3）		
法人	法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） 【*（注）】法務局	<input type="checkbox"/>
個人	住民票（本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの） 【*（注）】市町村役場 ① 申請者 ② 法定代理人 ※①～②の方全員分が必要です。	<input type="checkbox"/>

注) 【\*】を付した証明書類については、この記号の右側に記載している役所で取得し、発行日から 3 か月以内のものを添付してください。（3 か月以上経過したものは不可）

また、原本の返却を希望する場合には、原本とその写しを提出し、担当部局へその旨を伝えてください。（写しのみの提出は不可）